

【学位論文審査の要旨】

1 本論文の課題

本論文では、「論理的に整合的」であり、かつ「結論において妥当」な形で、「リバタリアニズム (Libertarianism)」の構想を提示することが目指されている。——「論理的に整合的」とは「議論の正当化根拠と推論の過程に誤りがない」ことを意味し、また、「結論において妥当」であるとは、単に現在の日本で受け入れられるということではなく、「構想内における議論の無矛盾性や、明らかに反直観的であるとされるような破滅的な結論を導かない」ということを意味している。

近時、正義論の領域における議論は精緻化されて来ており、とりわけ「平等論 (egalitarianism)」の隆盛には目を瞠るものがある。リバタリアニズムの精緻化も平等論の側、すなわち「左派リバタリアニズム」からの批判や再解釈などによって徐々に進んでいるが、従来リバタリアニズムの名で呼ばれてきた、所謂「右派リバタリアニズム」に好意的な論者による議論の見直しや精緻化の動きは稀である。本論文は、リバタリアニズムを中心にしつつも広く正義論全体を視野に収め、「右派」の議論を批判的に再検討することで、その精緻化を課題としたものである。

2 本論文の視点

本論文では、以下のような方針のもとでの検討が行われている。すなわち、従来のリバタリアニズムをめぐる言説を無前提に受容することを回避し、それ自体を検討の対象化＝相対化している。従来のリバタリアニズム像から一定の距離を置くことで、それらを整理・精緻化して再擁護するために「柔軟な態度」を採用可能にしているのである。この方針は、より具体的には以下の2つのような形で見出すことができる。第1に、リバタリアニズムの構想を擁護するための正当化根拠の単なる選択に止まらず、人間観やそれを基礎づける原理にまで踏み込んで、正当化根拠となる自己所有権の正当化の論理まで示そうとしている点である。第2に、リバタリアニズムが擁護する自由や分配原理の構想において、これまでの議論を踏まえつつも批判的に検討し直すことで、既存の枠組みにとらわれない議論を展開し得ている点である。

3 本論文の構成

本論文の構成とその概要は以下の通りである。

「はじめに」では、現在の正義論分野における高度に精緻な平等論の隆盛や、左派リバタリアニズムと呼ばれる、従来のリバタリアニズム理解とは鋭く対立するような立場の確立が、リバタリアニズムと呼ばれる言説群の意義を再説するように要求しているのはいか、という議論状況の認識が示されている。

その上で、「1. リバタリアニズム理解の再検討—国家規模論から分配原理論へ」および「2. リバタリアニズムと正当化根拠」では、従来、リバタリアニズムの名称で呼ばれて

きた右派リバタリアニズムのリバタリアニズム理解について検討している。国家の規模とリバタリアニズムの正当化根拠を指標にして分類することができるとするデイヴィッド・アスキューの分類法は、従来のリバタリアニズムの一般的な理解を示しているが、リバタリアニズムが何を指し、何を核心としているのかを明確にできていない。1. においては、主に国家の規模の面から従来のリバタリアニズム理解の再検討を行っている。小さな政府であることがリバタリアニズムの核心であるとの理解を相対化し、リバタリアニズムとそれ以外の立場の境界を明らかにするために、さらに2つの分類法を紹介し比較検討している。ここでは主に、リバタリアニズムと所謂リベラルと呼ばれる立場の境界に位置するものとしてアスキューの分類上の「古典的自由主義」というカテゴリーに注目して検討を行い、このカテゴリーの曖昧さとその根底にある国家規模論の分析能力の低さを指摘し、リバタリアニズムも現在の正義論で広く行われているような精緻化された分配原理論をベースに再検討を行うことが出来るし、そうすべきであると論じている。2. では、リバタリアニズム言説の多様性を支えている正当化根拠について検討が加えている。ここでは、契約論と帰結主義による正当化論の不十分性について論じている。契約論については、その拘束力についての問題が契約のみを論拠にしては十分に解決されないという点、帰結主義については、帰結主義がリバタリアニズムや自由を擁護するような事態は起こり得るが、それが正当化と言えるほどには常態ではなく、そのような正当化が前提している「人間の合理性」などの条件は我々の人間理解とかけ離れており、行動経済学をはじめとした限定合理性の議論などに鑑みれば、これらの正当化論はそれらのみによっては十分にリバタリアニズムの正当化論として機能していないと結論している。

続く「3. 自己所有権と『リバタリアニズムの人間観』」では、アスキューが示したもう一つの正当化根拠である自己所有権と、これを導出し理解する上で枢要な役割を果たす人間観の問題について検討している。まず、資源などについて平等を旨とする左派リバタリアニズムを考慮に入れれば、差し当たり自己所有権を身体所有権という意味で理解することが適切であると論じ、その正当化根拠として確固たる人間本性に訴える議論や、道徳的直観に訴える議論を検討したが、これらの正当化は成功していないと結論している。そこで、自己所有権リバタリアニズムの代表格であるロバート・ノージックの議論を検討し、その議論が辛うじて提出した根拠がカント的原理であることを確認する。そして、ノージック以降の論者が自己所有権とカント的原理の関係をどのように論じているかを検討し、少なくとも自己の身体についての支配権 (control right) は導出され得ると論じている。次に、このような筋道で導かれた自己所有権はどのようなものと理解すべきかについて、主に自己所有権者たる人格と「種としての人間」との関係についてパターンリズムを素材に検討し、自己所有権は獲得／喪失され得る道徳的な地位であると論じている。続いて、リバタリアニズムの「人間は様々である」という現実の人間理解と自己所有権が基本的に全ての人間に同様に認められるものであることは緊張関係にあり、これを解決するためにジョン・ロールズの範囲性質の議論や、それを補完しようとするイアン・カーターの議論

を検討し、最終的にはノージックが示した各人の人生の有意義性の付与とそれを可能にする道徳的能力の想定が自己所有権には必要であると論じている。また、ここで想定されている人間観について、自らの人生に責任を持つ地位にあることを中心とする自己著述者性 (self-authorship) が想定されていると論じている。

「4. 自己所有権と自由—干渉の欠如から、自己所有権に形態を規定された自由へ」では、従来のリバタリアニズムが擁護するとされている干渉の欠如を意味する消極的自由の不十分さと自己所有権特有の自由理解が必要になることが論じられている。本論文のような自己所有権理解を採用した上で、自己著述者性と抵触するリバタリアン・パターンリズムの存在を認めるならば、消極的自由を採用することは出来ず、ジョン・クリストマンのようなプロセス的な自由の把握も必要になると論じている。その上で、自己著述者性はこのような自由の行使に伴う責任を負うための条件の整備を要求し、それは複数の選択肢の存在ではなく、受容可能な選択肢 (acceptable options) が存在することであると指摘している。

「5. 中道リバタリアニズムへの道案内」では、ここまでで論じてきた自己所有権理解や自己著述者性を中心とする自由理解などに整合的なリバタリアニズムの分配的正義論を探究している。まず、自己所有権論の分配的正義のベーシックな思考様式であるノージックの歴史的権原理論と分配に否定的なロック的但し書き理解について検討し、これに対する平等論からの批判も検討した。その中で、受容可能性の問題について、高価な嗜好の問題を考慮すれば、その基準は各人の選好から一応独立した客観的なものであるべきで、この基準を考える際に十分性説の発想を検討した。ここから「意味ある生を送る機会の十分性 (sufficient opportunity for meaningful life)」という分配基準を導出している。そして、様々なロック的但し書きの解釈を比較検討したうえで、これまでに主として示されているような、分配を否定する右派の解釈、平等論的な分配を要求する左派の解釈だけではなく、十分性説的で、いわば中道的な分配理論も、ノージックの議論の整合的な再解釈によって、十分な論拠を持って無理なく導出できると論じられている。

【論文審査結果の要旨】

1 審査所見

本論文は、明確な問題意識に基づき、リバタリアニズムに関する包括的検討を行った研究として高い水準を保ちつつ、一定のオリジナリティを有するものであると認められる。

リバタリアニズムに関しては既にわが国でも森村進による包括網羅的なものを含め、多数の研究蓄積が存在しているが、本論文のオリジナルな特長は、特に「自由」概念に関して執拗なまでのこだわりを示し、その解明を行おうとした点にある。また、論文においては最新のリバタリアニズム研究に至るまで、ほぼ遺漏なく網羅されており、わが国のリバタリアニズム研究に新規の寄与をなし得るものであると評価できる。

本論文は、リバタリアニズムの原点たる「右派」の議論の独自の精緻化を目指したものであり、正当化根拠の選択に留まらない人間学的基础まで掘り下げた形で、オリジナルな

議論を(実に苦心して)編み出そうとしている点に、その最大の特色を有している。「自由」というリバタリアニズムの本来の起源に関し、ロールズの範囲性質論やイアン・カーターの議論を検討しつつ、人間学的基礎にまで遡った形で行われる議論の展開などである。また、本論文は、これらの根源的な議論を、森村をはじめとする複数のリバタリアニズム研究者がこれまでに表明してきた、分配原理論上の十分性説へのシンパシーと接続したことも一定の意義がある。これまでリバタリアニズムと十分性説の接合については多くの疑問が投げかけられ、議論の的となってきたが、本論文は既存の多元的正当化論を採らず、一貫して理論的基礎から引き出す形でこの問題に応答を試みており、現在の議論状況を変える可能性を秘めている。

もっとも、このような人間学的基礎に関する議論については、その結論的部分を支える「自己著述者性」の概念などに関し、さらに厳密にその内容を同定し明らかにすべき点など、幾つかの問題も散見される。しかし、既に述べたようにリバタリアニズムに関する国内外の最新の研究まで網羅した形で様々な議論の比較法的検討を行っている点や、「はじめに」において示された基本的な問題意識が論文全体を通して貫かれている点は評価できるものである。また、本論文のモチーフは、修士学位論文以来の問題意識を継続・発展させて来たものであり、着実に研究を進めている姿勢がうかがえる。これらを総合的に考慮すれば、上記の問題点は本論文の学術的価値を損なうものではなく、これらを引き続き検討課題とすることで研究の更なる深化が期待される。

2. 合否判定

平成 27 年 7 月 31 日、申請者の提出論文について公聴会を行った。その結果、本審査会は、申請論文が学位に相応しい内容を有するものであるとの結論に至った。よって本審査会は、申請者に対して本学の博士(法学)を授与することが相当であると判断する。